

## お 知 ら せ

### 子ども・子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）の改正

平成 30 年 4 月の社会保険料（5 月納付分）より、子ども・子育て拠出金の料率が 2.3/1000 から 2.9/1000（全額事業主負担）に変更されます。拠出金は、年齢・子供の有無にかかわらず、厚生年金被保険者の標準報酬月額に料率を掛け合わせて算出されます。

### 雇用保険及び社会保険各種手続きにおけるマイナンバーの届出について

#### ●雇用保険

平成 30 年 5 月より、下記の届出等についてはマイナンバーの届出が必要になります。

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ① 雇用保険被保険者資格取得届   | ② 雇用保険被保険者資格喪失届 |
| ③ 高年齢雇用継続給付支給申請   | ④ 育児休業給付支給申請    |
| ⑤ 介護休業給付支給申請      | ⑥ 雇用被保険者転勤届     |
| ⑦ 雇用保険被保険者交流採用終了届 |                 |

①②⑤については届出の際にマイナンバーの届出を行います。③④については初回申請時の届出となりますが、既に初回の申請を終えている方については、5 月以降の申請のタイミングで届出を行います。

マイナンバーの届出がされない場合、ハローワークにて処理がされませんので、5 月以降に上記届出等に該当される方については、マイナンバーのご提供をお願いします。

#### ●社会保険

これまで社会保険被保険者の氏名や住所が変更になるとその都度、変更の届出が必要でしたが、今後、日本年金機構にて基礎年金番号とマイナンバーの紐付けがされ、住基ネットの最新の情報と照合・更新することになるため、原則として、氏名・住所の変更届が不要となります。

ただし、登録される住所は住民票上のものになるため、そちらと違う住所（居所）にお住まいの方で年金に関する通知等を居所宛に希望される場合は、新たに住所変更の届出が必要になります。また、本年 7 月以降定期的に、紐付けされていない被保険者を対象にしたリストを各事業所様宛に送付される予定となっておりますので、リスト対象者の方で氏名・住所の変更があった場合についても、同じく届出する必要があります。

※雇用保険・社会保険共にマイナンバーを変更した場合は、その旨の届出を行う必要がありますのでご注意ください。

内容に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所（03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com)）までご連絡ください。